

離島における水素利活用促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 離島における水素利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、電気事業法施行規則別表第1の下欄に掲げる沖縄県の離島（以下「離島」という。）において、民間事業者による様々な資源からの水素製造、輸送・貯蔵、及び発電利用に係るFS調査（事業実施可能性調査）又は実証事業を支援することで、離島での水素エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

(補助金の交付の対象、経費、補助率及び限度額)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、離島の水素エネルギー導入促進事業（前条に規定する交付の目的に沿ったものに限る。以下「補助事業」という。）を行おうとする者に対して、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

3 補助事業は、既存設備を活用した水素発電利用に向けたFS調査事業または、水素利活用実証事業を行う事業とする。

4 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の限度額は別表第1のとおりとする。

(他の補助金との調整)

第4条 補助対象経費は、国や県からの他の補助金等（適正化法第2条第1項及び第4項、並びに規則第2条第1項及び第4項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を

含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類を添付して、知事が定める時期までに提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、法律、本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、知事に報告すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、

第10条に従うこと。

- (4) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事の指示に従うこと。
- (7) 補助事業者は、知事が第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助事業者は、知事が第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、同条第6項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第8項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、当該取得財産等に離島における水素利活用促進事業補助金で取得した財産である旨を明示し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (11) 補助事業者は、第23条第3項及び第24条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が実施する各種調査事業において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び発電の状況その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、知事から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、第24条第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、国が認証する制度であるJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならないこと。

(産業財産権に関する届出)

第8条 補助事業者は、交付対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新

案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第3の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第4による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によること。

（計画変更等の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第 6 による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況の報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第 7 による補助事業遂行状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び事業効果について、知事が別に定める期間、様式第 8 による補助事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第 9 による補助事業実施状況報告停止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は 3 月末日のいずれか早い日までに、様式第 10 による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付対象事業等が完了せずに交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 30 日までに規則第 12 条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前 1 項又は前 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第 16 条 知事は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、若しくは契約により共同申請者への所有権移転が行われる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第 11 による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、第 15 条第 1 項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の

成果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金について概算払を受けることができる。ただし、概算払の額は補助金交付決定額の9割を限度とし、補助事業の進捗割合を超えてはならない。

- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、様式第12の概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに様式第13による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日（返還の請求があった日から 20 日以内）
- 6 知事は、第 4 項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 7 知事は、補助事業者が第 4 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第 14 により報告させるものとする。
 - 8 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第 5 項第 3 号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第 20 条 補助事業者は、第 17 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 15 の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については前条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定を準用する。

（加算金の計算）

- 第 21 条 知事は、加算金や延滞金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第 22 条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第 23 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第 16 による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式

第 16 による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を第 15 条第 1 項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

第 24 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 17 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（補助金の収益納付）

第 25 条 補助事業者は、補助事業等実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、様式第 18 の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の経理等）

第 26 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(雑則)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 また、令和7年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1

対象事業1 「既存設備を活用した水素発電利用に向けたFS調査事業」

補助対象 経費区分	補助事業の内容	補助率	補助金の限度額
人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費	2/3	10,000 千円
調査 事業費	補助事業の実施に必要な諸経費(旅費、会場費、謝金、借料及び賃料、消耗品費、委託・外注費、その他諸経費)		

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

対象事業2 「水素利活用実証事業」

補助対象 経費区分	補助事業の内容	補助率	補助金の限度額
人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費	2/3	40,000 千円
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費		
工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費(設計費、工事費、諸経費)		
実証経費	補助事業の実施に必要な諸経費(借料及び賃料、消耗品費、委託・外注費、その他諸経費)		

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

※補助対象設備等の詳細については、別に定める。